

氏名	おお いし かず お 大 石 一 男
学位の種類	博 士 (文 学)
学位記番号	文 博 第 291 号
学位授与の日付	平 成 16 年 7 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	明 治 二 〇 年 代 条 約 改 正 問 題 の 研 究 ——交渉戦略と国際環境——

(主査)
論文調査委員 助教授 高橋秀直 教授 勝山清次 教授 藤井譲治

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、条約改正問題の通史的研究であり、一八八七年の井上馨外相の条約改正交渉の挫折から一八九四年の陸奥宗光外相の交渉の「成功」までの時期をその対象とする。そしてこれを通して、この時期、条約改正を困難ならしめていたものは何か、そしてそれが陸奥外相期、一応「成功」したのはなぜか、について解答を得ることを目指している。本論文は、序論と三章・補論・結語よりなる。

序論は、研究史整理と分析視角を述べる。条約改正は、明治前期外交の最重要課題の一つであり、概説書でつねに言及されるものでありながらも、それについての専門的研究は、敗戦前後の通史的研究を頂点に以後、長期にわたり停滞するという奇妙な研究状況にあり、こうした状況を克服することが本論文の課題となる。そのための分析視角は、以下の通りである。

第一に交渉の具体的経過だけではなく、そうした交渉の表面にはかならずしも現れない交渉戦略、交渉戦術の次元にまでおいて分析することである。そして結論を先に言えば、そこまでおいてこそ、交渉の表面には現れなかったが、実際には決定的意義をもった条約廃棄論を視野に入れることができるのである。

第二に、交渉相手である欧米側の動向について、これまでの研究のほとんどがそうであったように日本語史料にもとづいて分析するのではなく、欧米側史料にもとづいて検討することである。

第三に国内政治との連関で条約改正問題を検討することである。これについては一九九〇年代以後、条約改正問題が国内政治にいかなる影響を及ぼしたかについて精密な研究が発表されるようになってきているが、逆に、国内政治が条約改正問題についてどのような規定性をあたえたかについてはまだ十分に検討がなされておらず、本論文はこれをなすことにする。

第一章 大隈条約交渉の始動 井上外相による交渉が挫折して後、大隈重信が外相となり、大隈交渉が始まる。本章は、井上外相辞任より大隈が実際に列国と交渉を開始する直前の時期までをあつかう。

井上が辞任し、伊藤首相が兼任外相となったが、その伊藤に対しドイツ公使は井上案よりも日本に有利な案を内示した。以後つづくドイツの好意的対応のさきがけであり、日本に対する列国の協調のほころびを示すものであった。

伊藤や井上は後任外相に大隈を擬し、就任のための説得工作を行う。最初、慎重であった大隈が引き受けたのはなぜかという点については、従来、様々な説があるが、本論文は、改正成功を期待しうる交渉戦略が用意できたことが大きな理由であることを示した。その交渉戦略とは、第一に、最惠国条款の有条件的解釈に依拠して個別交渉をとることで井上を悩ませた列国会議方式を否定することであり、第二に、条約廃棄論であった。条約廃棄とは幕末の条約を日本側が一方的に廃棄しようとするものである。もちろん大隈には排外主義的意図はなく、大隈が進めようとする新条約案についてどうしても調印しない国に対して、これを行い、以後は調印済みの国と同様の待遇を与えるというのがその考えであった。この二つの戦略のうち、後者は大隈の協力者であったアメリカ人ハウスが献策したもので、彼よりこれを示されたことが、大隈が外相を引き受ける大きな契機となったと思われる。また、前者の戦略は、井上外相時代からの外務省関係者、なかでも鳩山和夫やデニソンが考えていたものであり、大隈はこれをひきついでことになる。また、交渉を正式に始めるまでの時期の宣伝工作も

井上は大隈と密接に協力しており、そこではイギリス代表部の懐柔とともに廃棄断行を示唆する威嚇も行われていた。大隈交渉とは、条約立案面で先行し外国人関係の人脈も豊富な井上馨と、独自の外国人ブレーションや民間勢力を背景とする大隈との、密接な協力体制の下で出発したのである。

大隈は就任後、いかなる案で交渉にのぞむか検討を進めるが、その最初のころの案では、後に問題となる大審院への外人裁判官任用は存在していなかったが、農商務相として入閣している井上や司法相山田顕義に配慮してか、九月にはそれをふくめることになった。

第二章 明治二二年条約改正問題における帰化法 大隈は個別交渉方式で各国と交渉を進め次々と新条約案の調印していった。イギリスはこれに応じなかったが、それには廃棄戦術が用意されていた。このように順調に進んでいた大隈交渉が、なぜ挫折したのかを本章は明らかにする。

大隈案は大審院への外人裁判官任用を認めるものであった。しかしその内容が新聞に載せられて以後も、井上交渉の時を考えれば意外なことに、ほとんど国内で反対運動は見られなかった。しかし一八八九年七月九日以後、この問題を批判する世論が一気に高まることになる。そのきっかけとなったのは、外人裁判官任用は憲法に違反するという違憲論が批判の論点として登場したことであった。これが真に違憲であるかは微妙な問題であるが、違憲であると強く主張し、そのような理解に世論を誘導していった人物が存在している。それが、法制局長官井上毅と枢密院書記官長伊東巳代治であり、これに枢密顧問官元田永孚が同調した。彼らは、このままでは憲法違反となりそれを弥縫するためには早急に帰化法を制定する必要があると政府内で献策活動を行ったのである。一見、改正交渉への援助のように見えながら実際の意図は、帰化法を言うことで違憲論を定着させることであり、政府が帰化法制定の必要を認めたとき、憲法違反論は定説となってしまったのである。

違憲論を根拠とした改正反対論が民間で高まる一方、政府内では帰化法の制定作業に入った。井上毅や伊東巳代治はこれに介入し、帰化法の帰化条件を外人にとっても受け入れられないような厳格なものとしようとした。これにより列国側に新条約を拒絶させようというのが彼らのねらいであった。また、井上毅や伊東は彼らより上位の閣僚クラスの政治家にも説得活動を行い、松方正義などその影響を受け大隈案に批判的な閣僚も現れ、黒田清隆内閣は閣内分裂の状態となる。結局、そうしたねらいをこめた帰化法は、立案作業中に大隈が遭難し交渉が中止となったことで未制定に終わったが、かりに遭難がなくともこれが制定されていれば、大隈交渉の前途は困難なものとなっていたであろう。

第三章 青木外相時代の条約改正問題 大隈の遭難で彼の交渉の継続はもはや不可能となった。それをふまえて条約改正問題について今後いかなる対応をとるべきか、日本政府はこれについて二つの路線の間をゆれることになる。一つの路線は、井上毅・伊東巳代治の路線で、大隈外相期、ドイツなどと調印した新条約の批准を自ら拒むという強硬論で、これにより大隈交渉を完全に葬り去ろうというものである。もう一つは、井上馨や山田顕義の路線で、批准拒絶がもたらす国際信用の悪化をふせぎ、大隈交渉の成果を継承するため、調印済み条約を批准もしなければ拒絶もしない曖昧な状況におき、これを凍結しようという路線である。一八八九年一二月一〇日、山県有朋内閣は「将来外交ノ政略」を閣議決定するが、これは右の二つの路線にたつ方針を両論併記したものであった。ただ両者は同等ではなく、柱となっていたのは、後者の路線であった。そしてこの方針にもとづき、一八九〇年二月、新外相青木周蔵は、イギリス以下列国に大隈案よりさらに日本に有利な条約を求める新たな提案を行った。

青木提案を受けたイギリスは、七月、対案を日本に送ったが、それは外人裁判官任用要求を放棄するなど日本に大きく譲歩するものであった。なぜイギリスは大幅に譲歩した対案を出してきたのか。青木以下、当時の日本側の見方は、シベリア鉄道建設に現れるロシアの極東進出に対抗し、日本を見方につけるためであるというものであり、以後、これが歴史学界の通説となっている。しかし実際はそうではなかった。このときイギリス駐日代表部ではガビンズ公使館秘書官が大きな影響力を持っており、譲歩は彼の意見であった。ガビンズは、近く開設される国会で強硬な条約廃棄論が主張される可能性があり、そのとき、分裂し弱体であると判断される日本政府がこれを抑えることができず、政府は廃棄という過激な手段を行ってしまうのではないかと危惧していたのである。また、ドイツなど他の列強が日本への譲歩競争をはじめそのなかでイギリスが孤立してしまうことも彼は恐れていた。そこで彼は、イギリスが率先して譲歩を行い、日本側の標的になるのを避けようというして譲歩論を提案したのである。このガビンズの提案はイギリス外務省にそのまま承認され、七月のイギリス対案となったのである。

イギリス対案にどう対するか。ここでもまた二つの路線の対立が日本政府内に発生した。青木外相は、この線で改正を進めようと望み、イギリス対案を微修正しただけの案を閣議に提出した。しかし伊東巳代治は、対案にさらに要求を上積みすべしと主張した。対案はこれまでになく日本に有利だが、やはりまだ対等条約ではなく、また国内の批判をまねく危険がある。しかし要求の上積みは東アジア最強国であるイギリスの不満を呼ぶ危険がある。このディレンマに首相山県は決断を下すことができず、結局、第一議会後に彼は政権を放棄した。

後任首相となった松方は改正問題を当面、凍結する方針であったが、留任した青木外相はこれに反し、なおも交渉を進めようとしており、結局、大隈事件の責任を名目に青木は事実上更迭されたのである。

イギリス対案はこうして店ごらしの形となった。しかし率先して譲歩したという実績を残したことでイギリスは日本の標的となることが、避けられるわけであり、実際にはイギリス側にも不満はなかったのである。

補論「陸奥条約」案の形成 大隈交渉、青木交渉の挫折は、対等条約以外の改正では国内的な反対を抑えられないという認識を外交当局者に染み渡らせた。辞任直後の青木は、「条約改正記事」という意見書を執筆し、「平和的ノ条約廃棄論」を提言した。それは廃棄を最後の手段として列国に対等条約の締結を求めようというものであった。しかし松方首相も外相榎本武揚も改正への意欲は薄く、これを実行しようとはしなかった。しかし閣外の井上馨・伊藤はこの案に関心をもち、御雇い外国人ロエスラーへの諮問など行い、それをふまえ一八九一年八月頃より内閣に対して、これの実行を求める献策を行った。この結果、一一月、榎本外相は「条約改正ニ関スル断案」を閣議に提出する。これは甲乙両案を併記したものであるが、そのうち甲案は先の青木案とほとんど同じ段階的改正案で、乙案は廃棄戦術をともなった対等条約論であった。両案のうち榎本が望んでいたのは甲案であったが、これには閣内からも批判が出、結局、松方内閣はなんら交渉を開始しないまま一八九二年七月総辞職した。

次に内閣を組織したのは伊藤で外相は陸奥であった。陸奥の交渉戦略は、廃棄戦術をともなった対等条約論であった。「陸奥条約」案は廃棄戦術を背後にもっていたという点からすれば、大隈交渉の直系の子孫だったのである。

結語 ここでは本論の内容を、①交渉戦略・戦術、②国際環境、③国内政治動向、特に政府内反対派、という序論で述べた三つの視角から整理したが、ここでは冒頭に述べた問の解答のみ記す。すなわち、何が条約改正を困難にしていたのかへの答えは、本論文がとりあげた時期について言えば、それは、列国側ではなく、日本国内の反対派、政府内の井上毅・伊東巳代治から在野の「対外硬派」に接続していく一連の国内反対勢力であったというものである。そして「成功」の要因については、大隈交渉の段階で採用され、以後、榎本をのぞき歴代外交当局者に継承された、最終手段としての廃棄論と個別交渉方式という交渉戦略であったというのがその解答である。

論文審査の結果の要旨

条約改正は、明治前期の対西洋外交における最重要問題であった。しかしそれにもかかわらず、これについての通史的研究は、敗戦前後に山本茂『条約改正史』などが公刊されて以後、一九六六年の廣瀬靖子氏の論文のような例外を除き、長く発表されてこなかった。もっとも一九九〇年代以後になると、条約改正問題に国内政派がどのように関わったのかという、国内政治史的視角に立つ通史的研究がようやく登場するようになってきた。しかし、肝心の外交史的分析についてはそうした研究は現れてこなかった。こうした状況のなか、論者は、敗戦以後に利用できるようになった多くの史料を博搜し、井上馨の交渉が挫折してから陸奥宗光による新条約の調印にいたるまでの時期を対象に久方ぶりの通史的な外交史分析を行った。これが本論文の第一の意義である。

もっともたとえ久方ぶりであってもそれがかつての像の微修正にとどまるならば、その意義は限られたものとなる。しかし本論文はそうではなく、これまでの像を大きく刷新するものである。その刷新点とは何か。それは何よりも、日本側の交渉戦略としての条約廃棄論の重要性を明らかにしたことである。廃棄論とは幕末の不平等条約を日本側が一方的に廃棄することである。こうした議論が政府内外にあったことはこれまで知られていたが、それは、一種の極論であり現実的な政策論ではないと見なされてきた。しかし論者は、大隈重信外相がこの廃棄論を交渉における最後の手段として現実に利用するつもりであり、さらにこの大隈の戦略が以後の歴代外相に引き継がれていったことを明らかにした。つまり、明治政府は、条約改正を列国に単に懇願しつづけていたわけではなく、どうしてもそれに応じないときは廃棄するという強硬手段を用意し

つつ交渉に臨んでいたのである。本論文の第二の意義と言えよう。

こうした日本側の交渉戦略は列国側にどのような影響を与えたのだろうか。列強側の動きについても、日本語史料のみではなく、イギリスやアメリカなど列国側の外交文書をも用いて、その対日態度の変遷を分析し、新たな像を呈示したのが本論文の第三の意義である。当時、東アジアにおいて最大の発言力を持っていた国はいうまでもなくイギリスであり、当然、イギリスが分析の主対象となる。大隈交渉に対しては冷淡であったイギリスは、次の青木周蔵外相との交渉においては率先して日本に大きな譲歩を行い、この譲歩姿勢が結局、陸奥外相時の改正の成功の大きな要因となったのは周知のことである。この軟化について、当時の日本政府は、シベリア鉄道建設を背景に極東において影響を強めつつあるロシアへの対抗に要因があると観測し、以後の研究もこの解釈に則ってきた。しかし論者はイギリス外交文書の分析を通じて異なる像を示す。すなわち、将来、列国の日本への譲歩競争が始まり、その競争で乗り遅れ孤立すること、そして孤立したイギリスに対し日本が廃棄という強硬手段をとることをイギリスは恐れており、それが譲歩の要因であることを論者は明らかにしたのである。明治維新後、二十数年にわたり近代化の努力を営々と続けてきた一八九〇年代の日本は、イギリスにとり、はるかに弱国であるが、敵に回したくはない国までにはなっていた、とこより言うことができよう。ここに明らかにされた最盛期イギリスの対日態度は、往々にして観念的に論じられがちないわゆるバクス・ブリタニカについても、これを具体的に正確に理解していくための有力な手がかりとなるだろう。

大隈外相期、イギリスは孤立しつつあり、つづく青木外相期、大幅な譲歩の意向をしめすにいたった。条約改正の国際的条件は急速に整ってきた。しかし、改正は容易に出来ず、新条約がイギリスとの間で調印されるまでになお数年待たねばならなかった。なぜこのように遅れたのか。論者はそれが国内的要因にあることを明らかにした。改正を阻む国内的要因について新たな論点の呈示が本論文の第四の意義である。

条約改正をめぐる国内の政治的対抗についてこれまで描かれてきた構図は、それを推進しようとする明治政府主流派と、それに反対する、政府内保守派と民権派・民衆運動というものであった。しかし、論者は井上交渉について分析した渡辺俊一氏とともに、政府主流派内にも大きな対抗があったことを明らかにした。すなわち、それは、ただちに対等条約を結ぶことは無理であっても速やかに交渉を進め、段階的にそれを達成しようという路線と、対等条約以外の新条約は認めない路線との対抗であり、前者の担い手は、井上馨や伊藤博文・青木周蔵、それに大隈であるが、後者は、井上・伊藤のまさに側近であった井上毅や伊東巳代治であった。彼らは、井上らの指示を受け条約改正についての彼らの意見書の代草などを行いながらも、一方では様々な形で新条約阻止工作を行っていたのである。そして、反対運動全体のなかで、彼らがしめる位置が極めて重大であったことを渡辺氏や論者は明らかにしている。すなわち、民間で反対運動が盛り上がるきっかけとなったのは、井上案の場合でも大隈案の場合でも井上毅らが広げた意図的に歪められた改正案の像であったのである（専門的な外交史研究とは別に、高校教科書や一般的著作のなかでは、井上馨や大隈の改正案は、列強への屈辱的譲歩を行い独立を危うくする案としてしばしば描かれてきたが、それは遡れば、井上毅らの策動に起源があったということになる）。

現在、明治前期政治史では、政府対民権派という古典的な対抗の構図ではとらえられない、対抗の複雑な実態が様々な領域で解明されてきているが、論者の条約改正についての研究はそれの一環と位置づけられるものであり、この時期の政治史の全体的な見直しに大きく寄与するものと言えよう。

このように大隈交渉以後、条約改正は国内的反対が主たる原因となって次々と挫折した。このことにより、段階的改正路線が実行不可能であることを井上・伊藤らも認識するようになった。辞任直後の青木外相は、これまでの路線を捨て、条約廃棄を最後の手段として用意しつつただちに対等条約締結を列国に求めることを構想するにいたった。そしてこの構想は、結局、伊藤内閣期、陸奥外相によって引き継がれ実行されることになるのである。伊藤内閣の改正交渉は、最終的手段として廃棄を背後にひめながら行った交渉であり、廃棄を恐れずに対日譲歩姿勢をとっていたイギリスはこれに応じ、以後、列国もこれにならったのである。こうした陸奥交渉の論理を新たに解明し、その「成功」の要因を示したのが、本論文の第五の意義である。

本論文は以上の意義をもつ。学問は日々発達していくが、高校の教科書の書き換えを迫るような研究は、そう現れるものではない。しかし本論文はそうした研究であり、極めて高く評価できるものである。また条約改正問題についての日中の対応の比較など、東アジア全体を視野にいたより大きな研究への展開も大いに期待できるだろう。

もっとも本論文も問題がないわけではない。外国側史料の訳が直訳体であまりに生硬であるなど文章技術において問題をかかえている点。また、井上毅や伊東巳代治らがなぜあそこまで妨害に動くのかについても一段踏み込んだ検討が必要な点など。しかし、これらは本論文をふまえ、論者により今後さらに検討されていくであろう課題であり、本論文の博士論文としての価値を損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値のあるものとして認められる。なお、二〇〇四年六月一四日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。